

令和4年度
自己点検・自己評価報告書

(令和5年5月作成)

理学療法学科

関西医療学園専門学校

目 次

I	はじめに	1
II	関西医療学園専門学校自己点検・評価委員会規程	2
III	評価項目別自己点検	
	基準1 教育理念・目的・育成人材像等	3
	基準2 学校運営	3
	基準3 教育活動	4
	基準4 教育成果	4
	基準5 学生支援	5
	基準6 教育環境	5
	基準7 学生の募集と受け入れ	6
	基準8 財務	6
	基準9 法令等の遵守	6
	基準10 社会貢献	7

I はじめに

ここに、「令和4年度自己点検・評価報告書」を公表する。

2007年（平成19年）の学校教育法等の改正により、専修学校において自己評価と結果公表が義務化され、また、2022年（令和4年）には、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインの改正により養成施設においても指定様式による自己点検の実施と評価の公表が義務付けられるところとなった。

本校では、この義務化以前から、課題と改善項目について、その都度自己点検を行い、計画的に対処してきたが、この改正への積極的な対応に努め、教育環境の整備を進めてきた。

「自己点検・評価委員会」は、教職員からの課題報告とこれに基づく改善策の協議を通じ、本校の教育環境についての現状把握と問題点への提言により、改善活動の有効な手段としての役割を果たしてきた。

これからのお自己点検・評価活動は、従前の本校教育環境に関する様々な取り組みの検証と提言のみならず、本校全体の自己改革を具体的に示していく役割が求められるものであり、本委員会は、自己改革が健全に機能する組織として本校が成長していくため、これまで以上に厳格に自己点検・評価を行っていくことを今後の目標とする。

「令和4年度自己点検・評価報告書」が、教職員一同にとって自己改革の指針となり、今後の改革への意識が高まるこことを期待したい。

また、次年度に向け、お気づきの点があれば、忌憚ないご意見を賜りたい。

Ⅱ 関西医療学園専門学校自己点検・評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本校における教育水準の向上を図り、かつ本校学則第1条に規定する目的を達成するため、関西医療学園専門学校自己点検・評価委員会（以下委員会という。）を設置し、委員会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 自己点検・評価の基本的方針及び自己点検・評価項目の策定に関する事項
- 二 自己点検・評価の実施、組織及び体制に関する事項
- 三 自己点検・評価結果の統括に関する事項
- 四 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- 五 自己点検・評価の公表に関する事項
- 六 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、校長が指名した教職員で組織する。

2 委員会に委員長を置き、校長がこれを委嘱する。

(運営)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の過半数をもって成立する。
3 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(結果の報告)

第5条 委員会は、自己点検・評価の結果を教師会に報告するものとする。

(結果の公表)

第6条 自己点検・評価の結果を公表するときは、教師会の承認を得るものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学務課において行う。

附 則 この規程は、平成23年6月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

III 評価項目別自己点検

基準1 教育理念・目的・育成人材像等

関西医学園専門学校の歴史は、1957年（昭和32年）に大阪市阿倍野区に設置した「関西鍼灸マッサージ専門学校」から始まる。初代理事長武田武雄は「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を建学の精神に掲げ、有為な鍼灸マッサージ師、柔道整復師を社会に送り出すことにより、斯界の発展に貢献してきた。さらに、理学療法士は1993年（平成5年）、歯科衛生士は2022年（令和4年）より養成教育を行ってきた。そして、その精神は現在も脈々と受け継がれている。

本校がめざす理想の医療人とは、「心豊かな人間性と確かな実践力を身につけた医療人」である。学則第1条では「本校は教育基本法及び学校教育法に則り、医療技術に関する学理及び技術を教授し、併せて普通教育を施し教養を高めるとともに人格を陶冶し、医療技術を通じて国民の保健衛生に寄与する有為な人材を育成すること」を目的とする旨明確に定めている。

さらに、患者さまの立場を最大限尊重できる豊かな感性と暖かい人間性、高い倫理観を持った医療人の育成に努め、多くの卒業生が各業界で活躍をしている。

これを受け、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・専門士の称号授与の方針）として、建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を具現化するため、卒業認定に必要な所定の単位を修得し、医療人に求められる以下の能力を身につけ、人々への奉仕の精神を持ち続ける学生に対して、学科ごとに、専門士の称号を授与する。

- ①保健、医療、健康、福祉、スポーツなどの現場で、修得した基本的な知識・技術を応用し対応できる実践的な能力
- ②倫理観に基づいて地域社会の人々に安心で安全な医療技術を奉仕の精神をもって積極的・主体的に提供できる基礎的な能力
- ③変化する社会や現場の要望に応えうる医療知識と技術を意欲的かつ継続的に学ぶことのできる基礎的な能力
- ④医療を適切に行う為に、チーム医療の一員として必要な情報を他職種へも適切に提供し協力・協働ができる能力

基準2 学校運営

学校法人全体の運営方針は理事会及び評議員会で決定され、専門学校的日常的な事項の決定は教師会において行われる。この決定に基づき各学科の教務委員会のほか、各種委員会が細部にわたり検討し、実行する。また、これらに付随する業務を処理するために事務組織が設けられている。このように本校の意思決定の過程は確立され円滑に遂行されている。

事業計画は、毎年度作成される事業計画書で本校の円滑な運営と教育の充実に視点をおいた計画を策定し、さらに事業報告書においては、その達成及び進捗状況を報告している。本校の運営組織、各種委員会は各種規程により具体的に定められている。

教職員の採用は新学科の設置や学生定員に応じて、適正数を確保してきた。また、教職員の就業及び厚生に関しては就業規則及び学園諸規程により定められている。

情報処理システムはクラウドサーバー移行に伴い、よりセキュリティを強化し、事務機器のOA化、AV機器の導入により、最新の情報システム化を進め、出席成績管理、事務書類や教具教材の作成等に活用している。また、全教室にネットワークシステムを構築し、オンライン授業にも対応している。

基準3 教育活動

理学療法学科カリキュラム

建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を応えるため、心豊かな人間性と確かな実践力を身につけた医療人として育成する。卒業時には臨床レベルで社会に貢献でき、また治療にも役立つ知識及び技術の獲得に対して、「医学的知識と実践的技術」「チーム医療の一員に対応できる能力」「問題解決能力」を身につける効率的にステップアップできるカリキュラム(SUC: STEP UP CURRICULUM)を設定している。

臨床実習においては、本校と施設の連携を深めるため「主たる臨床実習施設」を多領域にわたって設け、臨床実習のスケジュールを段階的、系統的に設定している。2年生の見学実習では学内で習得した基礎分野の知識を活用できる実践力を養うため、前期と後期で定期的に患者様との医療面接をする機会を設け、コミュニケーション技術を経験し、患者様が抱える問題点や生活像を把握する。2年次の最後には専門分野の知識を活用できる実践力を養うため、検査・測定を実施する機会を設け、患者様の情報収集及び問題点、生活像を総合的に把握する。総合臨床実習では、臨床における最低限の治療が模倣レベルで可能となる知識・技術を獲得する。

学生の満足度を測るとともに改善点を把握するため、授業についての学生アンケートを実施し、この結果を教員へフィードバックし、さらに必要であればカリキュラムの見直しを行うなど、適宜、教育内容の改善に努めている。

教員の専門性、人間性、教授力については、常に業界のレベルに対応できるよう、定期的な研修や教育研究活動を行い学生に還元できるよう努めている。

基準4 教育成果

理学療法学科

教育成果は、2014年（平成26年）から、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による審査を受審しており、2019年（令和元年）には同機構によりvol.2の審査を受審して適切な教育活動と管理運営を行う施設として最高評価である適（E=Excellent）と認定されている。平成8年から令和5年までの現役生の国家試験合格率の平均は93.3%、総資格取得率は99.2%であり毎年高い水準を維持している。

就職支援においては、財団法人専修学校教育振興会（現一般財団法人職業教育・キャリア教育財団）主催の職業指導・職業紹介業務研修を修了した担当教員が学生の希望をかなえるよう就職支援を行ない、就職率は100パーセントである。

学生支援について、相談窓口や担任の面談によって学校生活が有意義なものになるよう、個別的な対応によって低い退学率の維持している。その結果、卒業期現役生の国家試験受験者を多く輩出している。

基準5 学生支援

理学療法学科

学生生活全般をフォローするよう努めている。学生生活に関する相談や就職、経済状況の相談件数が多く、学生相談員（専任教員）及び就職担当教員が担任と連携を取りながら対応している。

就職支援については、年4回（2年次の3月から3年次10月）の就職ガイダンスを実施したうえ、複数回の個別面談を行い、3年次校外実習中には、面談内容を基に必要な情報をメール等で提供している。このほか校外から講師を招いて、マナー講座、スキルアップ講座等を開催している。

経済面での支援については、日本学生支援機構の貸与奨学金制度、令和3年度から高等教育修学支援新制度の対象校に認定され、授業料等の減免及び給付型奨学金の支援、自治体の修学資金等を案内しているほか、学費については、延納・分納制度により学生の修学支援を図っている。また、特待生制度を設け学業成績が優秀で、他の模範となつた学生に対し授業料の減免を実施している。

学生の健康管理については、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施に加え、4種抗体検査結果により、抗体が無い学生にはワクチン接種をするように指導している。

上記のほか、年1回新入生の保護者を対象とした懇談会を開催し、保護者との意思疎通を図ると共に、適時保護者と連絡をとって、本校と家庭の連携に努めている。

基準6 教育環境

理学療法学科

普通教室、実習室、図書室、講堂等の施設は、専修学校設置基準及び養成施設指定規則に基づいて整備し、学生支援の観点から自習室、学生ホールを設置して、学生の学習環境の向上に努めている。また、施設・設備の改修に努め、より良い学習環境の整備を積極的に図っている。

臨床実習については、大阪府知事の承認を受けた、医療提供施設、介護保険施設等において、見学実習（1単位・40時間）、評価実習（3単位・120時間）、総合臨床実習（16単位・640時間）を実習している。実施については、実習施設との連携を図り、教育効果の把握に常に務めており、十分な教育体制を確保している。コロナ禍の状況に対応するため、昨年度と同様に臨床推論の授業を組み入れている。

防災対策については、校内及び校外での事故を防止するよう努めている。学生生徒災害傷害保険（一般財団法人職業教育・キャリア教育財団）に加入しているほか、特に校外での実習中の事故に備え、医療分野学生生徒賠償責任保険にも加入している。また、学生に対しては、防災マニュアルを配布して退避訓練を行い、教職員に対しても、防災フローチャートを配布し、防災時に対応できるよう努めている。特に重要な連絡事項（台風、地震、大雨による休校や休講）については、学生ホームページで各自確認できるようにしている。

基準7 学生の募集と受け入れ

理学療法学科

学生募集活動において、入学者受け入れの方針として、アドミッショングリーフォルダー（自立と生きぬく精神、自利利他と奉仕の精神、自律貢献と役立つ精神）を定め、それに基づき、入学試験委員会で学生募集の方針と計画を策定して、積極的な広報活動を行っている。

入学選考については、入学選考委員会を設け、多様な入学選考を実施し、学力評価に加え、広く意欲のある学生を獲得するため、AO入試も実施している。また、高校新卒者の入学生が多くなっているため、幅広い層の学生を受け入れるために、次年度の学士入試の試験回数を増やし学生募集に努めている。

入学者選考基準は学生募集要項及びホームページで公表している。

高等学校の進路指導教諭との懇談会を開催し、より理学療法士の職業理解と養成施設である本校の教育方針の説明及び相互の情報共有の機会を設けることにより、現状の学生のニーズ等を知り、今後の学生募集に役立てる機会としている。

基準8 財務

理学療法学科については、継続して入学定員数を確保しており、収支計算書での収支のバランスがとれている。さらに、他学科を含めた専門学校全体の財政基盤の安定のため、全教職員が統一した理念のもと、修学支援新制度対象校としての補助金の活用や学校訪問等広報活動による入学者定員の確保と退学者数の減少に努め、業務改善を進めている一方、支出面に関しては、教育環境の整備やICTの導入を進めながら、経常支出に対しては経費削減により、財務の健全性維持のため、計画的な予算管理運営を行っている。

基準9 法令等の遵守

S D研修、F D研修を通じ、学校教育法、専修学校設置基準、学校養成施設指定（認定）規則及び養成施設指導ガイドライン（養成施設指導要領）、私立学校法などの関連法令と学校法人寄附行為、学則等諸規程

などの内容を確認し、教職員全体にコンプライアンスの周知を行っている。

個人情報保護対策は、個人情報保護法を遵守し、教職員及び学生データの漏洩やデータベースへの不法侵入等がないように厳正に管理するとともに、教職員は第三者へ情報提供することができないよう周知徹底している。

自己点検・評価委員会と学校関係者評価委員会を定期的に実施し、学校のホームページで情報公開している。また、5年毎に一般社団法人リハビリテーション教育評価機構に第三者評価を受け、適切な教育活動と管理運営を行うように努めている。

基準10　社会貢献

理学療法学科

関係職能団体や地域社会との連携及び交流を図り、社会貢献活動に努めている。

介護老人保健施設、障害児施設からのボランティア依頼について学生に案内して、参加を促している。このほか、日本理学療法士協会、大阪府理学療法士会において役員の委嘱を受け、専任教員が職能団体の運営に協力している。

様式 3

教員資格及び教育内容等の自己評価書様式

【自己評価 1-1】専任教員の配置状況

学部 ・学科等 の名称	専任教員数							非常勤 教員	専任教員一人あたりの在籍学生 数	備考
	顧問 学科長	部長	主任	一般	計	基準数	うち 理学 療法士			
理学療法学科	2人	3人	1人	1人	7人	6人	6人	1人	11人	16.7人 (学生数117人)
計	2人	3人	1人	1人	7人	6人	6人	1人	11人	—

【自己評価 1-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	理学療法士又は作業療法士である専任教員の配置人数が適正であり、かつ関連領域を教授できる医師等の専門家が配置されている。	3
	理学療法士又は作業療法士である専任教員の配置人数が適正である。	2
	理学療法士又は作業療法士である専任教員の人数が適正でない。	1

【自己評価 1-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	全ての養成施設指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	4
	9割以上の養成施設指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	3
	8割以上の養成施設指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	2
	上記以外である。	1

【自己評価 1-4】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	専任教員（理学療法士又は作業療法士）は、全員が臨床に携わることで臨床能力の向上に努めている。	3
	専任教員（理学療法士又は作業療法士）は、一部が臨床に携わることで臨床能力の向上に努めている。	2
	専任教員（理学療法士又は作業療法士）は、臨床に携わることで臨床能力の向上に努めていない。	1

【自己評価 2-1】養成施設指導ガイドラインとの連動状況

分野 (基礎・ 専門基礎 ・専門)	指定規則教育内容	相当授業科目名	担当 時間数	担当教員	
				氏名	職名 (専任・兼任)
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	人間関係論	46	池本 明弘	兼任
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	法学・保健行政法学	62	奥田 典生	兼任
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	医療統計学	32	弓永 久哲	専任
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	健康科学論	60	西守 隆	専任
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	医療英語	30	弓永 久哲	専任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	解剖生理学	150	木原 隆英	兼任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	解剖生理学	60	北岡 裕也	専任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	基礎運動学	92	金井 一暁	専任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	臨床心理学	30	池本 明弘	兼任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	人間発達学	62	新村 知津子	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	病理学	26	鉢田 徹	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	病理学	34	北岡 裕也	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	臨床医学総論	60	松本 重人	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	画像医学	30	北岡 裕也	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	スポーツ栄養論・ 予防管理論	20	熊崎 大輔	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	スポーツ栄養論・ 予防管理論	14	西守 隆	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	内科学	26	鉢田 徹	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	内科学	34	北岡 裕也	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	脳神経内科学	60	北岡 裕也	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	整形外科学	60	新井 達也	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	精神医学	30	近藤 哲哉	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	小児科学	30	北岡 裕也	専任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション医学	30	新井 達也	兼任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション総論	32	井阪 美智子	専任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション各論 1年	18	井阪 美智子	専任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション各論 1年	12	新村 知津子	専任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション各論 2年	30	井阪 美智子	専任
専門	基礎理学療法学	動作分析学	30	西守 隆	専任
専門	基礎理学療法学	理学療法学総論	30	西守 隆	専任
専門	基礎理学療法学	運動療法学総論	30	熊崎 大輔	専任
専門	基礎理学療法学	運動療法学各論	30	井阪 美智子	専任
専門	基礎理学療法学	運動療法学各論	32	新村 知津子	専任
専門	基礎理学療法学	日常生活活動学	30	井阪 美智子	専任

専門	理学療法管理学	理学療法教育管理 2 年	30	熊崎 大輔	専任
専門	理学療法管理学	理学療法教育管理 3 年	30	熊崎 大輔	専任
専門	理学療法評価学	評価学総論	32	西守 隆	専任
専門	理学療法評価学	評価学各論	90	西守 隆	専任
専門	理学療法評価学	検査測定学	34	新村 知津子	専任
専門	理学療法評価学	評価学実習	30	熊崎 大輔	専任
専門	理学療法評価学	評価学実習	30	金井 一暁	専任
専門	理学療法治療学	骨関節疾患理学療法学	40	明比 大	兼任
専門	理学療法治療学	骨関節疾患理学療法学	70	西守 隆	専任
専門	理学療法治療学	骨関節疾患理学療法学	40	熊崎 大輔	専任
専門	理学療法治療学	脳血管障害理学療法学	120	弓永 久哲	専任
専門	理学療法治療学	神経筋疾患理学療法学	60	弓永 久哲	専任
専門	理学療法治療学	小児疾患理学療法学	60	新村 知津子	専任
専門	理学療法治療学	脊髄損傷理学療法学	30	小林 啓晋	兼任
専門	理学療法治療学	老年理学療法学	32	金井 一暁	専任
専門	理学療法治療学	内部障害理学療法学	62	井阪 美智子	専任
専門	理学療法治療学	義肢装具学	60	中元 潤	兼任
専門	理学療法治療学	物理療法学	60	熊崎 大輔	専任
専門	地域理学療法学	地域理学療法学総論	60	杉田 士	兼任
専門	地域理学療法学	地域理学療法学各論	32	金井 一暁	専任
専門	臨床実習	見学実習	42		
専門	臨床実習	評価実習	124		
専門	臨床実習	総合臨床実習	644		
選択必修分野		卒業考查	96	西守 隆	専任

【自己評価 2-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	養成施設指導ガイドラインに基づき、教育課程を体系的に編成している。	3
	養成施設指導ガイドラインに基づき、教育課程をおおむね体系的に編成している。	2
	養成施設指導ガイドラインに基づいていない、または教育課程を体系的に編成していない。	1

【自己評価 2-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	シラバスにすべての授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法を明記している。	4
	シラバスにすべての授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法をおおむね明記している。 または、大半の授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法を明記している。	3
	シラバスの記載が十分ではない。	2
	シラバスが作成されていない。	1

【自己評価 3-1】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	養成施設指導ガイドラインに従った診療参加型による臨床実習を実施している。	4
○	養成施設指導ガイドラインに従った診療参加型による臨床実習をおおむね実施している。	3
	養成施設指導ガイドラインに従った診療参加型による臨床実習を十分に実施していない。	2
	養成施設指導ガイドラインに従った診療参加型による臨床実習を実施していない。	1

【自己評価 3-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	講義と関連の実習が十分に連動して実施されている。	4
	講義と関連の実習がおおむね連動して実施されている。	3
	講義と関連の実習が十分に連動して実施されていない。	2
	講義と関連の実習が連動して実施されていない。	1

●基本情報：臨床実習の見学又は実践する範囲とそれに関連する講義科目それぞれの開講時期を記入してください。

臨床実習の見学又は実践する範囲	開講時期	関連講義名	開講時期
リハビリテーション施設および福祉機器の見学	1年前期	リハビリテーション総論	1年前期
特別介護施設見学	2年前期	見学実習	2年前期
		脊髄損傷理学療法学	2年後期
医療面接、ADL評価、活動制限の把握	2年前期	日常生活活動学	1年前期
		評価学総論	1年後期
		見学実習	2年前後期
動作障害の理解、活動制限の評価	2年後期	動作分析学	2年前期
		骨関節障害・内部障害・脳血管障害・神経筋の疾患別PT学	2年前後期
		見学実習	2年前後期
通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションの見学	2年前後期	見学実習	2年前後期
		地域理学療法学総論	2年前後期
		老年理学療法学	2年後期
	2年後期	評価実習	2年後期
	3年前期	総合臨床実習	3年前期

評価実習（検査測定の実践、検査結果の解釈）	2年後期	評価学実習	2年前期
		検査測定学	2年前期
		評価学各論	2年後期
		骨関節障害・内部障害・脳血管障害・神経筋の疾患 別PT学	2年前後期
総合臨床実習（統合と解釈、目標設定、治療プログラムの立案）	3年前期	物理療法学	2年前期
		骨関節障害・内部障害・脳血管障害・神経筋の疾患 別PT学	2年前後期
		義肢装具学	2年前後期
		運動療法学各論	2年後期
		評価学各論	2年後期
		総合臨床実習	3年前期

【自己評価 3-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	養成所指導ガイドラインで定める要件を満たす主たる実習施設で十分な臨床実習が実施されている。	3
○	養成所指導ガイドラインで定める要件を満たす主たる実習施設で一部の臨床実習が実施されている。	2
	養成所指導ガイドラインで定める要件を満たす主たる実習施設を置いていない。	1

【自己評価 3-4】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	適正な臨床実習指導者の下で実習が実施されている。	4
	適正な教員の監督指導の下で実習がおおむね実施されている。	3
	適正な教員の監督指導の下で実習が十分に実施されていない。	2
	適正な教員の監督指導の下で実習が実施されていない。	1

【自己評価 3-5】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制があり、対応が十分である。	3
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制はあるが、対応が十分でない。	2
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制がなく、対応も不十分である。	1

【自己評価 4-1】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	自己点検・評価の体制があり、改善に向けて機能している。	3
	自己点検・評価の体制はあるが、改善に向けて機能していない。	2
	自己点検・評価の体制がない。	1

●基本情報：自己点検・評価体制記入してください。

自己点検・評価組織名	自己点検評価委員会
委員名（委員長）	廣岡 聰（副校長）
組織の開催頻度	4回／年
	学生による授業評価の分析
	教員による授業評価の分析
組織の取り組み内容	委員会において点検・評価項目について検証し、必要があれば改善に努める。 ICT教育の導入などの研修会の開催企画 評価項目の点検については、本委員会の下に学科教員及び事務担当者で構成する点検小委員会を設けて精査し、委員会がその内容を検認している。
自己点検・評価結果の公表	学校ホームページで公表 (https://www.kansai-iryo.ac.jp/about/pdf/pdf_tenken2022.pdf)

【自己評価 4-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	シラバス記載内容を改善する仕組みがあり、シラバスの記載内容の改善が行われている。	3
	シラバス記載内容を改善する仕組みはあるが、シラバスの記載内容の改善は十分ではない。	2
	シラバス記載内容を改善する仕組みがない。	1

●基本情報：シラバス記載内容を改善する仕組みについて記入してください。

該当する仕組み	名称	理学療法学科教務委員会
	委員構成等	理学療法学科専任教員及び事務職員
	改善の仕組みの実際	月に1回、委員会を実施。後期より次年度シラバスの検討を実施。

【自己評価 4-3】自己点検・評価及び第三者評価の結果を改善に繋げるための取り組みを記入してください。

委員会及び学校関係者評価委員会の意見を聞き改善策を検討する。 臨床実習においては、実習指導調整会議を毎年1回開催するほか、実習施設訪問及び電話連絡等を行い、各実習指導者と情報の共有及び意見交換を行い円滑に実習が行なえる体制を確保している。
--

認定証

関西医療学園専門学校 殿

貴施設 理学療法学科 は、
本機構の定めたリハビリテーション教育に
必要な施設基準およびカリキュラムを提供、
実施できる養成施設として認められましたので、
ここに認定いたします。

【有効期間】

2020年4月1日～2025年3月31日

2020年3月31日

一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構
理事長 才藤 栄

